

発達相談と療育・子育ての支援の検討状況

今後の課題（中間報告書より）

◆ 発達相談体制の充実

子どもの発達の遅れや偏りの発見から適切な療育まで、保護者の不安解消とともにスムーズにつなげることのできる発達相談体制の充実が必要です。

子どもの成長や、就学などライフステージの変化によらず、分野を超えて切れ目なく支援をコーディネートできる役割が求められています。

保護者と支援機関をスムーズにつなぐツールの一つとしての「i（アイ）-ファイル」についても、期間の経過により内容の検証や見直しが必要な時期となっています。

主な取組

(1) 各部署・機関における発達相談

子ども発達センターをはじめ、健康推進課（乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査、こどもの相談室など）、子ども家庭支援センターすこやか、保育園（育児相談）、児童館（子育て相談、助産師相談）、教育相談所、青少年ステーション（通称CAPS）等において、子どもの発達に関する相談を受けている。

(2) 発達相談コーディネーターの配置【参考資料2】

令和4年11月から、子ども発達センターに新たに配置（心理士1人）。子どもの発達に関する相談を受け、保護者に対して支援サービスのコーディネートを行う。

(3) i（アイ）-ファイルの見直し

令和4年度に、保護者を対象としたアンケートを実施。アンケートの結果（参考資料3）を踏まえ、児童館等の関係機関職員の意見等も参考にし、見直しを進めている。

今後の課題（中間報告書より）

◆ 子ども発達センターを中心とした療育体制の充実

「児童発達支援センター」としての子ども発達センターを中心として、地域全体での療育体制を充実させていくことが必要です。

センターの相談事業、通園事業、発達支援事業、保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業、地域支援、関係機関との協議の場など、様々な事業を組み合わせ、地域の障害児支援における中核的な役割を果たす機関として、機能の充実や多様な療育ニーズへの対応を図っていくことが必要です。

主な取組

(1) 子ども発達センターの地域支援

言語聴覚士や作業療法士、保育士等の専門職による子ども施設訪問事業、巡回支援事業、保育所等訪問支援事業や、子ども施設職員向けの各種研修会・療育見学会などの地域支援事業を実施。

(2) 児童福祉法の改正（令和6年4月施行）【参考資料4】

児童発達支援センター（子ども発達センター）が、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化。「中核的役割」として、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）が求められている。

今後の課題（中間報告書より）

◆ 多機関連携による保護者支援・家庭支援

障害児を育てる親、障害のある親のどちらも安心して子育てができるよう、児童分野と障害分野が連携して家庭を支援していけるよう、分野を超えた相談支援体制の充実が必要です。

主な取組

(1) 総合相談と子育て支援ネットワーク事業

子ども家庭支援センターすこやかに設置している相談窓口「すこやか相談コーナー」において、子どもの発達についての心配事、子育て相談、子どもと家庭に関する相談、子ども自身からの相談などに対応。必要に応じて、保健センター・教育・福祉部門等の関係機関と連携している。

相談件数は増加傾向にあり、また、相談内容の複雑化により対応が長期化するケースもあるため、関係機関等との綿密な連携及び社会福祉士や臨床心理士等の相談員による丁寧な対応を推進していく。

今後の課題（中間報告書より）

◆ 子育てサービスでの受入れの拡充

障害児を育てる親、障害のある親のどちらにとっても、就労や自らが望む生活を実現していくために、保育園・幼稚園やその他の子育て支援施策が活用できることは重要です。障害があってもスムーズにサービスが利用できるよう、相談や受入れ体制を充実させていくことが必要です。

また、子ども自身にとっても、障害のない児童と共に地域で過ごし、成長することが出来る機会を保障することが重要です。

主な取組

(1) 保育園（公立・私立）・幼稚園やその他の子育て支援施策での障害児の受入れ

ア 公立保育園

障害児の現状に適した保育を行うため、相談や保育の受入れ体制を整えるべく保育士等の加配置や、1か月に1～2回程度、障害児保育指導員、言語聴覚士による指導等を実施。

イ 私立保育園・幼稚園

障害児保育を拡充するため、障害児が通う園に補助金を交付するなど、支援を図っている。

【令和2～4年度の受入れ人数（実人数）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育園（公立・私立） （障害児童数 ※加配児含む）	125人	133人	143人
幼稚園（障害児童数）	22人	31人	44人

ウ その他の子育て支援施策

「すこやか保育」、「子どもショートステイ」、「トワイライトステイ」など、子ども全般を対象とした子育てサービスにおいて、障害児や発達に特性のある児童なども受入れ人数を調整するなど、受入れ対応をしている。

(2) 子ども発達センター通園事業における交流保育

通園事業を利用する児童が、地域の保育園で過ごし、他の園児と触れ合う機会を設けている。